

令和7年度第1回宮古島市子ども・子育て会議

～ 児童虐待について ～

目次

目的



子ども・子育てを取り巻く構造的課題の1つとされる「児童虐待」の視点から見える宮古島の子育ての背景を共有する。

01

児童虐待の種類

- 身体的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト(養育放棄)
- 心理的虐待

02

児童虐待の背景

- 児童虐待の裏側
- 児童虐待はなぜ起こる？
- 児童虐待の対応

根拠

児童虐待の防止等に関する法律 第2条

第1項 児童の身体に外傷が生じ、

又は生じるおそれのある暴行を加えること。

具体例

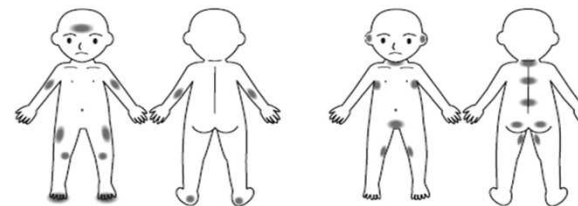
殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる
溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など

その他

表-1 時間経過に伴う挫傷の色調変化

時間経過	挫傷(打撲傷)の色調変化
受傷直後の挫傷	「赤みがかった青色」
1日～5日後	「黒っぽい青から紫色」
5日～7日後	「緑色」
7日～10日後	「緑がかった黄色」
10日以上	「黄色っぽい茶色」
2週間～4週間	「消退」

③ 身体的虐待と不慮の事故による外傷部位の相違



〈事故でけがをしやすい部位〉

〈虐待によるけがが多い部位〉

根拠



児童虐待の防止等に関する法律第2条

第2項 児童にわいせつな行為をすること

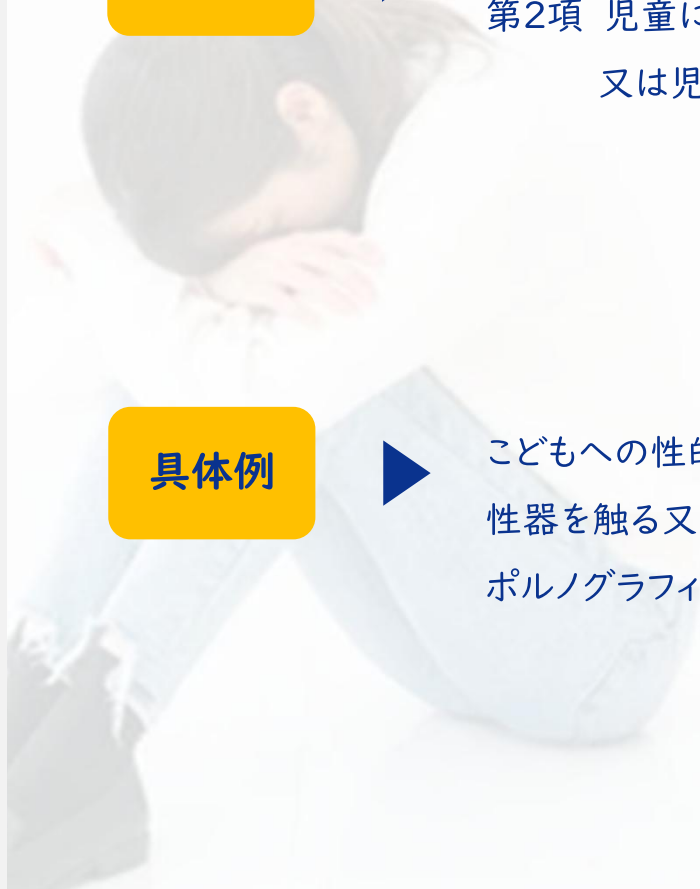
又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

具体例



こどもへの性的行為、性的行為を見せる、
性器を触る又は触らせる

ポルノグラフィの被写体にする など



ネグレクト (育児放棄)

根拠

児童虐待の防止等に関する法律第2条

第3項

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号、又は、次号に掲げる行為と同様の行為の放置

その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

その他

家に閉じ込める、食事を与えない、
ひどく不潔にする、自動車の中に放置する
思い病気になるっても病院に連れて行かない など

根拠

児童虐待の防止等に関する法律第2条

第4項

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、
児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(事実上
婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な
攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる
心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)

その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

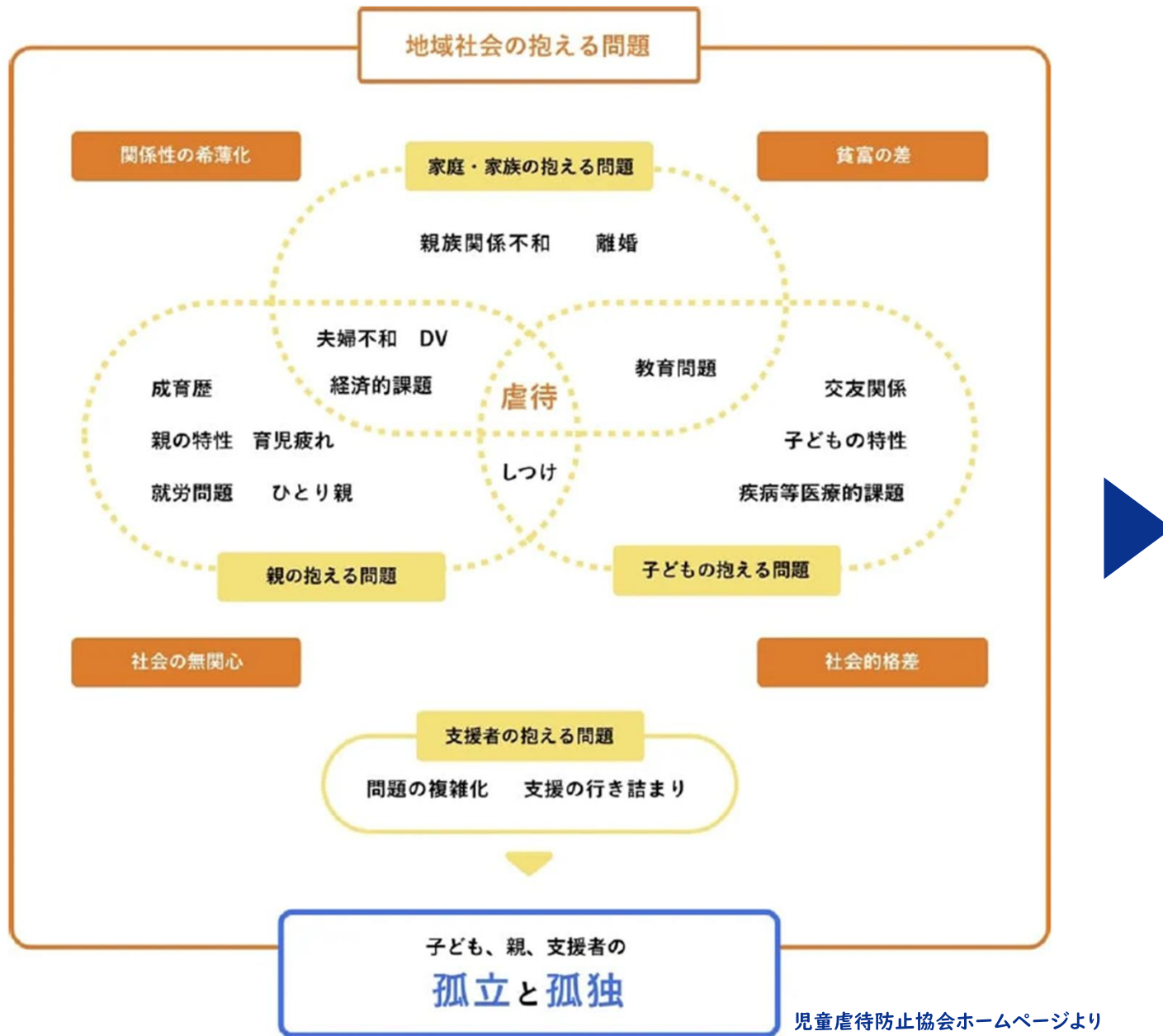
具体例

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、
こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティックバイオレンス)、
きょうだいに虐待行為を行う など

児童虐待はダメです！

ですが…

- ☆ こどもを傷つけようと思って虐待する親は少ない。
- ☆ 児童虐待は、様々な課題を抱えながら養育をする中で表面に出てきた1つの結果であり、その結果に至る理由が必ずあります。
- ☆ 一時保護は、こどもにとっても保護者にとっても人生のプロセス。
児童の一時保護により、自動的に全てが解決し人生のゴールになるわけではありません。



宮古島市の特徴 (家庭保健課の視点)

飲酒絡みの心理的虐待
(面前DV)

経済的課題
(困窮、家賃高騰 等)

移住者
(望まない移住、リゾバ)

離婚、ひとり親家庭

価値観の変化
(就労、その他)

**【1】 子ども時代に愛情を受けず今なおケアされていない
（世代間連鎖の問題が指摘）**

過酷な生育歴は大人になって精神疾患を発症したり
暴力的な養育態度の要因になり得る

**【2】 生活にストレスがあり危機的状況
（貧困、夫婦不和、育児負担など）**

過去、愛情を受けて育てられず、現在も様々な
ストレスを抱えた子育てはリスクが高くなる。

02

児童虐待はなぜ起こる？ ～ 4つの要素がそろっている事が指摘 ～

【3】 社会的に孤立し、援助者がいない

援助機関だけでなく、親きょうだいなどとも
関係が悪化して孤立している場合も多い

【4】 親にとって意に沿わない子

予期せぬ妊娠、育てにくい子

大前提

☆虐待を受けた子どもの安否確認や安全確保

☆保護者への状況確認（事実確認、児童虐待があった場合のこれに至った経緯等）

前提はありつつも大事にしているスタンス

☆虐待者を批判、否定しない。

☆虐待者も相談員も同じ人間。「虐待している人」ではなく、同じ人間として

誠実に接する（虐待リスク等の伝えるべきことは伝えます）

☆頑張ってきたこと、苦勞してきたことが必ずある。これを認める。

☆話して良かったと思ってもらえることを目指す（次につながる）